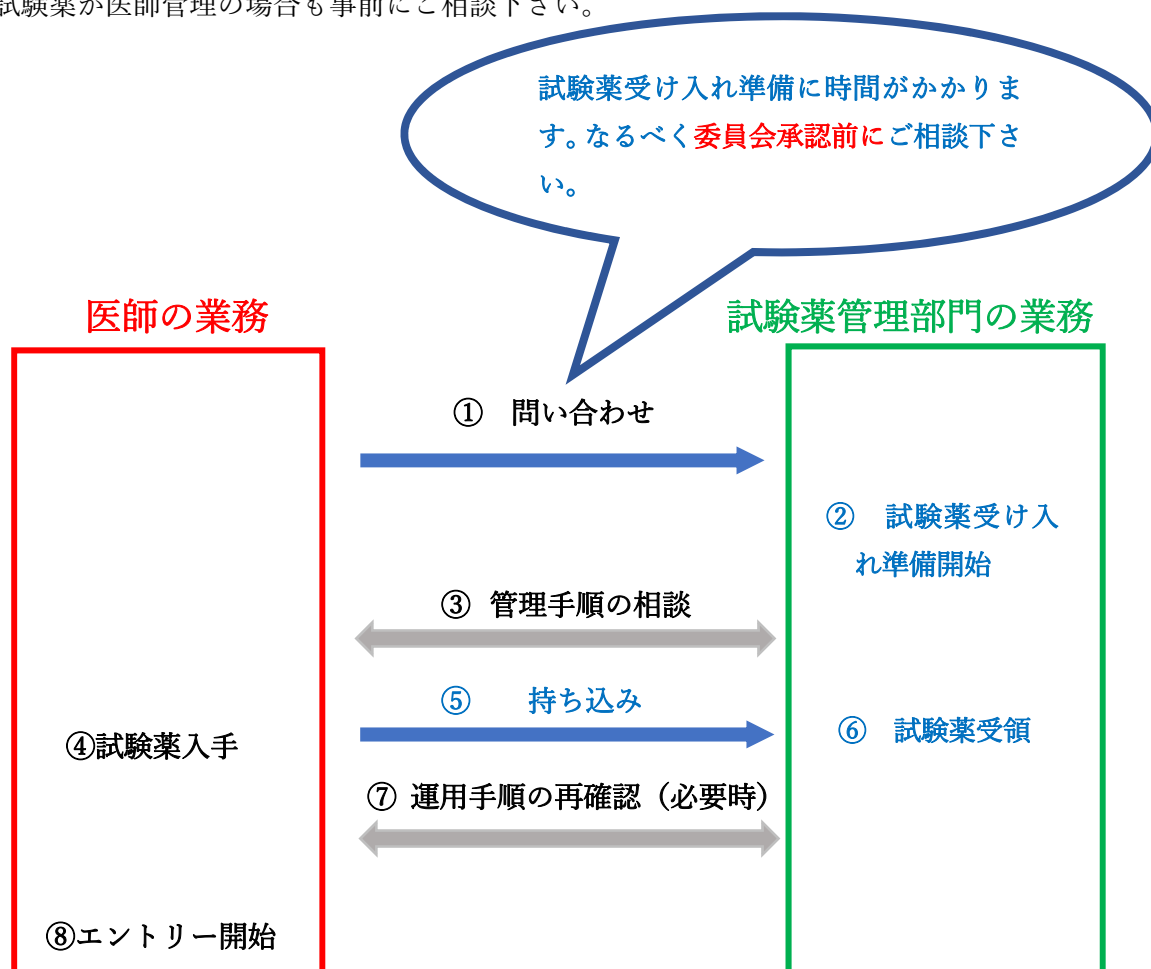


特定臨床研究における試験薬管理について

特定臨床研究において未承認薬等を試験薬とする場合は臨床研究支援センターで管理・調剤することが原則です。

エントリー開始までは以下のようなフローで進みますので、管理・調剤に関しては、早めに臨床研究支援センター試験薬管理部門（内 34292）にお問い合わせ下さい。

試験薬が医師管理の場合も事前にご相談下さい。



青字は試験薬が医師管理の場合は発生しない手順

図.エントリー開始までの試験薬管理に関する業務フォロー（例）

（臨床研究支援センター管理の場合）